

小松市告示第171号

小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号。）第19条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）及び同条例に基づく申告、申請その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月17日

小松市長 宮橋 勝栄



指定地域
富山県 石川県